

☆知って得する情報(第 28 回)

：相続税の申告と納税はいつまでにするの？・・・

・ポイント

相続税の申告は、被相続人（亡くなった人）の死亡後 10 か月以内に被相続人の住所地の税務署に相続人が連名で申告します。

納税の期限も 10 か月以内です。

尚、相続税を金銭で一時に納付できない人には、一定の要件を満たせば、最長 20 年の延納が認められます。（延納した場合は、利子税がかかります）また、物納も認められます。

* 相続があった時の申告と納付は・・・

申告・納付期限



死亡日の日の翌日から 10 か月以内

（注）遺産の分割が決まらないときは、未分割のまま法定相続分で相続したものとして申告します。

相続があった日（死亡日）

申告・納付期限

例えば 平成 28 年 1 月 5 日



平成 28 年 11 月 5 日

* 申告後に、こんなことが起こったら・・・

こんなときは・・・	こうする・・・
・遺産の分割が決まった	* 税額が増える場合・・・修正申告 * 税額が減る場合・・・更正の請求
・遺留分の減殺請求があった	
・遺言書が見つかった	
・遺贈を放棄した	
・配偶者が財産を取得した	
・判決で和解した	
・退職金の支給が確定した	

（注）平成 29 年以降は、税務調査の通知後から更正又は決定の予知までの期間にする修正申告、期限後申告に対し新たな加算税の創設が予定されています。

* 相続税を金銭で一時に納付できないときは・・・

金銭で一時納付が困難な時



延納が認められる

* 延納の注意事項

- ・納付税額が 10 万円を超えるとき
- ・申告期限までに延納申請をすること
- ・一時に金銭納付が困難な個と
- ・利子税がかかる
- ・担保が必要（円納税額が 100 万円以下で延納期間 3 年以下は不要）
- ・物納への変更は申告期限から 10 年以内で一定の要件を満たせば可能（特定物納）